

協定書

(目的)

第1条 本協定は熱海市が発注する「災害廃棄物(木くず)運搬処理業務委託」を共同で受託することを目的として締結する。

(協定締結期間)

第2条 本協定は令和4年 月 日に成立し、当該業務の受託期間中は解散することができない。ただし、当該業務を受託又は履行することができなくなったときは、直ちに解散する。

(協定締結者の名称及び所在地)

第3条 本協定の締結者は、次の 社とする。

処理業者	商号又は名称
	所在地
	代表者

運搬業者	商号又は名称
	所在地
	代表者

(代表業者の名称及び所在地)

第4条 当該業務の受託に係る代表業者は、次の者とする。

代表業者	商号又は名称
	所在地
	代表者

(代表業者の権限)

第5条 当該業務の受託に係る代表業者は、次の各号の権限を有する。

- (1) 入札(見積合わせを含む)及び契約締結に関する権限
- (2) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限

(当該業務の分担)

第6条 当該業務の履行における業務分担は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、当該業務について契約内容の変更があったときは、それに応じて分担業務の変更があるものとする。

(1) 資源化処理業務(処理業者)

① 検量

② 資源化処理業務

(2) 運搬業務

① 運搬用コンテナの設置業務

② 災害廃棄物仮置場から資源化施設までの運搬業務

2 前項に規定する当該委託の分担業務の価格については、契約書にて定めるものとする。

(協定締結者の責任の分担)

第7条 各協定締結者は、分担業務の履行に係る計画を互いに協議の上決定し、分担業務の履行に関しそれぞれ責任を負うものとする。なお、計画を変更する場合にも、双方協議するものとする。

2 各協定締結者が当該業務の分担業務に関し、熱海市及び第三者に与えた損害は、分担業務の範疇において、それぞれがこれを負担するものとする。

3 協定締結者が他の協定締結者に損害を与えた場合については、その責任について双方協議して決定するものとする。

(委託料の入金)

第8条 当該業務の委託料の入金先は、代表業者名義の預金口座とする。

2 運搬(若しくは処理)業者の支払いについては代表業者が契約書に定める運搬(若しくは処理)費を運搬(若しくは処理)業者名義の預金口座に入金するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託履行途中における協定締結者の脱退)

第10条 協定締結者は、当該業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

(協定書に定めのない事項)

第11条 この協定書に定めのない事項については、処理業者と運搬業者で協議して定めるものとする。

及び
は、上記のとおり協定を締結したので、その証拠として協定書 通を作成し、各通に協定締結者が記名押印の上各自1通を所持し、また、熱海市と当該業務の入札(見積合わせを含む)及び委託契約を締結する場合にあっては、当該契約書に本協定書の写しを添付するものとする。

令和4年 月 日

商号又は名称
処理業者 所在地
代表者

商号又は名称
運搬業者 所在地
代表者